⑨ 給与支払報告書（総括表）

令和９年2月１日（月）までに提出してください。

（あて先）黒部市長
令和　９年　　月　　日提出

※	⑦指定番号	新規・継続

①給与支払者の法人番号または個人番号			
給与支払者	フリガナ ②氏名又は名称		⑧事業種目
			⑨受給者総人員　人
	③所在地（住所）	〒 ☎	黒部市分報告人員
	④代表者の氏名		
⑤ご担当所属部署・氏名 電話番号		所属部署： 氏名： ☎：　（　）　（内線　）	
⑥会計事務所等の名称・電話番号			

⑩特別徴収（給与天引）	人
⑪普通徴収（退職者）	人
⑫普通徴収（退職者を除く）	人
⑬合　計	人

⑭年末調整の際、他社分給与を含めていますか？（含む場合は、必ず摘要欄に記載願います。）　はい　・　いいえ

※「給与支払報告書（総括表）」に⑩の給与支払報告書（個人別明細書）を、「普通徴収切替理由書」に⑪と⑫の給与支払報告書（個人別明細書）を添えて提出してください。
※名称・所在地に変更や誤りがある場合は、朱書で訂正願います。

特別徴収の税額通知について（お知らせ）

富山県と県内市町村では、全ての事業者において特別徴収（個人住民税の給与天引）を行うこととしています。特別徴収義務者である事業者には、５月に税額通知書を送付いたしますので、給与支給時に従業員の方の個人住民税を特別徴収し、市町村へ納入してください。アルバイトやパート、役員等を含む全ての従業員が対象になります。

なお、普通徴収が認められる例外事由に該当する場合のみ、「給与支払報告書（総括表）」とあわせて「普通徴収切替理由書」等を提出することで普通徴収に切替が可能です。

納税者間の公平性、納税者の利便性等の確保を図るため、県内全ての市町村で特別徴収の実施を徹底しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

※納期の特例･･･全従業員数が常時10人未満の事業所については、各市町村へ申請し承認を受けた場合、毎月の納入から年２回の納入に変更することができます。この特例は納期に関する特例ですので、従業員の方の給与からは毎月徴収してください。

黒部市提出用

普通徴収切替理由書

指定番号	給与支払者の名称

普通徴収として提出する給与受給者の人数と理由は以下のとおりです。

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	給与等の支払が常時2人以下の家事使用人のみ 【注意】専従者給与は、この理由に該当しません。	人
普B	他の事業所で、特別徴収されている者 【注意】乙欄であっても他の事業所で特別徴収されていなければ該当しません。	人
普C	毎月の給与から税額が引ききれない者	人
普D	給与の支払が不定期で、毎月支給されない者 【注意】休職者や産休・育休の方も含みます。	人
普E	退職者または退職予定者 【注意】退職予定者の場合、退職予定日を摘要欄に記入してください。	人
普通徴収合計人数（「給与支払報告書（総括表）」⑪+⑫の人数と一致します）		人

- 普通徴収とする場合は、給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に該当する符号「普A～E」を必ず記入してください。
- この「普通徴収切替理由書」の提出がない場合、原則、特別徴収対象者となります。
- eLTAXご利用の場合は、普通徴収の欄に必ずチェックを入れ、摘要欄に該当する符号「普A～E」を入力してください。空欄の場合、特別徴収となることがあります。
  ※eLTAXご利用の場合、「普通徴収切替理由書」の添付は不要です。
  ※退職者または退職予定者について、普通徴収欄にチェックがなく、摘要欄に「普E」と入力がない場合、すでに異動届を提出済みでも特別徴収となることがあります。

◎ 下図のように、徴収区分ごとに取りまとめて提出してください。

